

2020年4月11日

クラブ会員の皆様へ

フィットネス POINT サン・スポーツ

新型コロナウイルス感染拡大防止のための
臨時休業に伴う会費対応についてのお知らせ（重要）

平素より格別のお引き立てをいただきまして、厚く御礼申し上げます。

4月10日（金）、京都府と京都市が「緊急事態宣言」の対象に京都府を加えるよう政府に要請しました。弊社では、この発表を受け、お客様ならびに従業員の健康と安全を第一に考え、また感染拡大抑止のために、下記の通り4月13日（月）～5月6日（水）までを臨時休業することに決定いたしました。

臨時休業に伴う、会費の対応について下記ご連絡申し上げます。

会員の皆様には大変ご迷惑をお掛けいたしますが、ご理解、ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

記

【休業期間】

2020年4月13日（月）～2020年5月6日（水）

※今後の状況により、期間が変更となる場合もございます。

【会費等の対応について】

○クラブ会員(月会費でお支払い頂いている会員様)

4月分の月会費については、50%とさせていただきます。

※返金方法と致しましては、5月分の会費請求時に、5月分の月会費から4月分の会費返金分を差し引いた金額でご請求させていただきます。

※返金額は、クラブ会則第17条に基づいての対応となります。

○クラブ会員(年払いでお支払い頂いている会員様)

通常年払いは、月会費の11ヵ月分の金額となりますが、次回更新時10.5ヶ月分のご請求にて対応させていただきます。